

保険証の更新をお忘れなく

7月31日で
有効期限が切れます

国保・後期高齢者医療・重度医療・ひとり親医療



問 福祉課 ☎42-2640

現在お使いの国民健康保険証、後期高齢者医療保険証及び重度医療・ひとり親医療の受給者証は、7月31日で有効期限が切れるため、更新が必要です。
保険証の種類によって更新の方法が異なります。忘れずに更新してください。

国民健康保険

今年からご自宅へ郵送します

7月下旬に自宅へ郵送します。

届き次第、現在お使いの保険証とお取り替えください。（現在、お使いの保険証は破棄してください。）

なお、70歳以上の方がいる世帯については、高齢受給者証も同封しますので、8月1日から新しい高齢受給者証をお使いください。

※簡易書留による保険証の郵送を希望する方は、7月14日(金)までに福祉課へご連絡ください。

後期高齢者医療

ご自宅へ郵送します

7月上旬～中旬に自宅へ郵送します。

届き次第、現在お使いの保険証とお取り替えください。（現在、お使いの保険証は破棄してください。）

◆後期高齢者医療保険証は、毎年色が変わります。

お取り替えの際、お間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証	黄色
限度額適用・標準負担額減額認定証	オレンジ色（橙色）

※減額認定証は、8月1日からお取り替えください。

（7月31日までは、現在のものをご使用ください。）

重度医療・ひとり親医療

手続きは役場・各支所で

対象者の方には、個別に郵送で更新手続きのご案内をいたします。
役場及び各支所で更新手続きを行ってください。

保険証やカバーが傷んだり、古くなっている場合は、役場福祉課または各支所で新しいものに交換してください。

平成29年8月から、70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります！

高額療養費は、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。

上限額は、個人または世帯の所得に応じて決まります。

平成29年8月から70歳以上の方の上限額が次のとおり変わります。（70歳未満の方は変更ありません。）

医療費の支払い上限額（ひと月の上限）

平成29年7月まで

平成29年8月から

	適用区分	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 《多数回 44,400円※2》	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 《多数回 44,400円※2》
一 般	課税所得 145万円未満の方※1	12,000円	44,400円	14,000円 (年間上限 14万4千円)	57,600円 《多数回44,400円※2》
住 民 税 非 課 税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 70歳以上の方の収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者及び同一世帯にいる被保険者の所得からそれぞれ33万円を引いた金額の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」の該当となり、上限額が下がります。
詳しくは、お問い合わせください。

お 問 い 合 わ せ

北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011-290-5601

役場 福祉課(医療担当)
☎ 42-2640